一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

互助会

第75号 発行:一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会 〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号 TEL017-723-6527 FAX 017-723-5619





表紙写真:八戸市蕪島

O	令和4年度事業計画及び収支予算の概要 ——————	2
	収支予算 ————————————————————————————————————	3
nt	現職会員の皆様へ ―――――――	4
0	事務局からのお知らせ ――――――	4
	会員研修旅行について ―――――	6
ts	年金者連盟からのご案内 ――――――――	7

五	貝	U	到	ئ
現職	会員		5,6	59名
退職	会員		5,7	75名
継続	会員		1	88名
配偶	者会員			80名
合	計		11,7	02名
(令者	114年	3月:	31日	現在)



令和4年度事業計画及び収支予算の概要

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	29	69

2 会員の数

	現 職 会 員		退職会員等	合 計
	会員数 (人)	加入率(%)	(人)	(人)
令和2年度末実績	5,943	63.2	6,378	12,321
令和3年度末推計	5,675	55.5	6,042	11,717
令和4年度末推計	5,428	53.1	5,627	11,055

3 評議員・役員の数

評 議 員	理事	監事	計
10名	9名	3名	22名

4 掛金の標準報酬月額に対する割合(財源率)

5 1,000

5 事業の種類

(単位:千円)

		事業計画額	概 要
事	医療給付費		60歳以上70歳までの退職会員とその配偶者等に、医療機関別に健康保険適用の自己負担額から、1件当り5,000円を控除した額を給付
	退会給付費	36,241	現職会員が死亡した時、任意での退会の申し出を した場合に給付
業	表 彰 費	9,000	1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記 念品を贈呈
	研修旅行助成費	1,702	退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企 画した国内・海外研修旅行に参加した場合に助成金 を支給
費	互助会報発行費	2,180	年2回、全会員に互助会報を配布
	計	202,194	

収 支 予 算

令和4年度収支予算は下表のとおりで、経常収益合計213,621千円、経常費用合計が252,731千円となり、当期経常増減額は39,110千円の当期損失金となる予定です。この当期損失金は全額正味財産から引かれ、令和4年度予算策定時点に

おける令和3年度の正味財産期 末残高は、370,741千円と見込 んでおり、令和4年度の正味財 産期末残高は331,631千円とな る予定であります。

今後も皆様からお預かりした 貴重な資金を、安全かつ効率的 に管理・運用いたしまして、福 祉互助会の永続的な発展と健全 経営に努力してまいります。



(単位:千円)

						(十座・115/
	科	目	金	額		科目金額
	基本財産運用	益		3		事業費 202,194
経	受取掛金		144	1,765	経	医療給付費 153,071
	雑収益		68	3,853		退会給付費 36,241
					V/2	表 彰 費 9,000
常					常	研修旅行助成費 1,702
						互助会報発行費 2,180
収					費	管理費 50,537
-12					~	給 料 手 当 等 24,095
						委 託 費 2,672
益					用	租 税 公 課 10,621
						その他 13,149
	合	計	213	3,621		合 計 252,731
	令和4年度当	当期経常増減	額			△ 39,110
	令和4年度正	味財産期末	残高	·		331,631



現職会員の皆様へ

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、地方公務員等も標準報酬制へ移行しましたが、当福祉互助会の掛金については、設立時から給料月額(上限470,000円)に1,000分の5を乗じた金額を徴収しております。

今般、事務処理の簡素化と効率化を目的に、令和4年4月1日から掛金の算出方法を標準報酬月額(短期)に1,000分の5を乗じた金額に変更することが、令和3年度第3回理事会及び第1回臨時評議員会において承認されました。

現職会員の皆様には、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



●医療費請求書について

- 1 医療費請求書はホームページからダウンロードできます。用紙をご希望の方は当福祉互助会にご連絡ください。
- 2 会員氏名の欄は、押印無しで受け付けております。
- 3 受診者のフリガナ(フルネーム)、生年月日、性別が電算処理上重要な項目になっておりますので、必ずご記入するようにしてください。
- 4 ご記入は病院ごとにまとめるのではなく、上から受診年月の古い順にお願いします。
- 5 診療を受けた翌月以降に提出してください。

●対象となる医療費の金額について

- 1 保険適用分の支払金額が対象となります。(食事負担は除く。)
- 2 医療機関ごと、入院・外来別に、なおかつ1か月分ごとに合算した金額が対象となります。
- 3 総合病院において、複数の診療科を受診した場合は合算して1件となりますが、歯科の 場合はそれだけで1件として取り扱います。
- 4 薬局分は、外来と合算してください。

●添付書類の領収書について

- 1 領収書は、受診者名、保険点数、負担割合等が明記されているものを添付してください。 (のり付け厳禁)
- 2 領収書の原本を添付することができないときは、コピーで請求してください。 この場合、添付領収書に関して医療機関等へ問い合わせすることがありますのでご了承 ください。
- 3 領収書のコピーは、全面写してください。

●各種の必要な手続きについて

- 1 高額療養費に該当する場合は、加入している健康保険で高額療養費の手続きをしてください。
- 2 公費負担医療の認定を受けている方は、そのコピーと有効期間延長の文書をいただいて る方はそのコピーを提出してください。
- 3 補装具については、医師の診断書のコピーを添付してください。

●給付について

- 1 1件当たりの給付の額は、支払金額から5,000円を控除した額になります。 ただし、100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 一会計年度につき、本人及び配偶者それぞれ10万円が限度となります。
- 3 医療給付は、毎月15日までに医療費請求書を当福祉互助会が受付した分について、翌月 の10日に送金いたします。(各該当日が休日等の場合は、その前日になります。また、5 月と1月の送金は20日です。)
- 4 当福祉互助会の「医療給付」に係る一会計年度(令和4年4月給付分から令和5年3月 給付分)は下表のとおりです。

医療網	合付の送金日	医療費請求書の受付締切日		
	4月8日		3月15日	
	5月20日		4月15日	
	6月10日		5月13日	
	7月8日	令和4年	6月15日	
令和4年	8月10日		7月15日	
	9月9日	77 711 4 11	8月15日	
	10月7日		9月15日	
	11月10日		10月14日	
	12月 9 日		11月15日	
	1月20日		12月15日	
令和5年	2月10日	令和5年	1月13日	
	3月10日	ти О 11.	2月15日	

※送金日は変更になる場合もあります。

●その他

- 1 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。
- 2 高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当や合算高額に該当する事があり、 確認のため連絡をする場合があります。
- 3 退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには継続会員の手続きが必要となりますので、当福祉互助会にご連絡ください。
- 4 給付金の受取口座や住所が変更になった場合は、当福祉互助会にご連絡ください。



令和4年度 〜 福祉互助会会員研修旅行について

二年間企画されませんでした福祉互助会会員研修旅行は、現時点で世界中の新型コロナウイルス感染症が収束に至っていませんので、今年度も海外コースは難しいと判断いたしましたが、国内コースは用意しましたのでご案内させていただきます。

Aコース

〔世界自然遺産〕知床半島と道東周遊4日間

旅行期間:令和4年8月22(月)~令和4年8月25日(木)

Bコース

黒部アルペンルート・黒部渓谷と世界遺産白川郷・郡上八幡・飛騨高山・妻籠馬籠4日間 の旅

旅行期間:令和4年9月13日(火)~令和4年9月16日(金)

Cコース

光の王国ハウステンボスと世界遺産「軍艦島・グラバー邸」長崎・福岡4日間

旅行期間:令和4年11月14日(月)~令和4年11月17日(木)

※旅行コース内容等詳細につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

【募集要項】

1 参加資格

退職会員(その配偶者含む)及び配偶者会員並びに継続会員とします。

年齢については70歳までとなりますが、会員とその配偶者のどちらかが70歳を超えていて も、同伴する場合は参加できるものとします。

2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「参加申込書」の郵送によるものとし、電話による受付はいたしません。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとします。

3 助成金について

退職会員(配偶者は除く)及び配偶者会員に、5万円を助成いたします。

退職会員(配偶者は除く)及び配偶者会員とも70歳までが助成金の対象となりますが、海外及び国内にかかわらず一度助成金の支給を受けた方は、以後5年間は助成を受けることができません。

- ※参加資格や助成金等に関して不明な点は当福祉互助会事務局へ、旅行受付や内容等に関することはパンフレット記載の旅行会社へそれぞれお問い合わせください。
- ※今後の情勢によっては、旅行を中止する場合があります。

年金者連盟からのご案内

青森県市町村職員年金者連盟 〒030-0802 青森市本町五丁目 1 番5号 TEL 017-723-6528 E-mail: a-nenren@cube.ocn.ne.jp

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金を受給している方々の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約5,400人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。 退職後の未加入者及びこれから退職し年金受給者となられる方々に年金者連盟に加入していた だきたく、ご案内申し上げます。

①連盟への加入方法

55歳以上の方で市町村等を退職する、または退職した方が会員になれます。

退職時または退職後に加入申込書を当連盟に提出していただきます。

加入申込書は電話・メール等でご連絡いただければ郵送いたします。

(共済組合HPからも加入申込書をダウンロードできます。)

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際にも加入申込書を同封しています。

②連盟の会費

★既年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分控除となります。 翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
- ・障害年金受給者………年金年額×千分の1.8
- ・遺族年金受給者……年金年額×千分の1.8

(上限5,000円/下限1,000円)

|★年金待機者会員|

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込していただきます。年金が支給されましたら自動的に既年金受給者会員となり、4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内容
慶祝事業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福祉事業	 ◆宿泊施設の利用助成(全国の市町村職員共済組合関連の施設等) 1泊3,000円(会員、配偶者・1人1年度につき延2泊まで) ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定しています。 ◆葬儀支援サービス(26.4万円(税込)から利用できます) ◆災害見舞金制度(非常災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合) ◆青森市しんまちクリニックでの人間ドック受診特別割引(会員と配偶者) ◆医薬品、蜂蜜などの割引斡旋等 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、会員研修会等を行っています。
広報事業	◆広報紙「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配布しています。 ◆2年連用版の手帳を全会員に配布しています。

APPLE PALACE AOMORI







ご宿泊料金

・シングルルーム

素泊まり 6,800 円

朝食付き 7,800 円

・デラックスシングルルーム

(1名様ご宿泊)

素泊まり 7,800 円

朝食付き 8,800 円

(2 名様ご宿泊)

素泊まり 5,300 円

朝食付き 6,300 円

和室(2名様で宿泊)

素泊まり 7,300 円

朝食付き 8,300 円

ツインルーム又は

素泊まり 5,800 円

和室(3~5名様ご宿泊)

朝食付き 6,800 円

・互助会員限定1泊2食付き 会席付きプラン又はフルコース付きプラン

(ツインルームご利用時) 11,400円

消費税・サービス料込・おひとり当りの料金です。 お車の駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。

新型コロナウィルス感染症予防対策のご協力をお願いいたします

- マスクの着用
- ・アルコールでの手指の消毒
- ・複数部屋ご予約の際の代表者様の一括チェックイン
- ・エレベーターや大浴場のご利用人数の制限



ご予約・お問い合わせ先 TEL 017-723-5610

(宿泊課直通)